

訪問看護事業所の皆さまへ

医療措置協定の締結のお願い

新興感染症等の発生・まん延に備え、
神奈川県は訪問看護事業所との協定締結を進めています

訪問看護の力で地域を守る



新興感染症等発生時の地域医療体制の確保、
協定の締結にご理解とご協力をお願いいたします

■ 医療措置協定とは

令和4年12月に改正された感染症法により、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症の発生及びまん延に備えるため、都道府県と医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）がその機能・役割に応じた協定を締結する仕組みが法定化されました。この協定のことを医療措置協定といいます。



■ 協定締結によるご依頼事項

▽ 発生・まん延時における対応

流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）



自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る医療措置

（自宅療養者への健康観察、療養上の管理及びその療養に伴う看護等）

協定を締結し、第二種協定指定医療機関として県知事から指定を受けると、新興感染症の発生・まん延時に実施する当該医療について、**公費負担医療の対象**になります

このための備えとしてお願いすること

年1回以上、研修・訓練の参加と対応の流れの点検

※県では、協定締結事業所向けに研修・訓練を実施しています。こちらにご参加いただくことで、上記要件を満たします

- ・研修では、感染症対応に役立つ講義のほか、個人防護具着脱等実技演習も行います
- ・訓練では、情報伝達訓練を行い、有事の対応を点検いただいております



個人防護具の備蓄

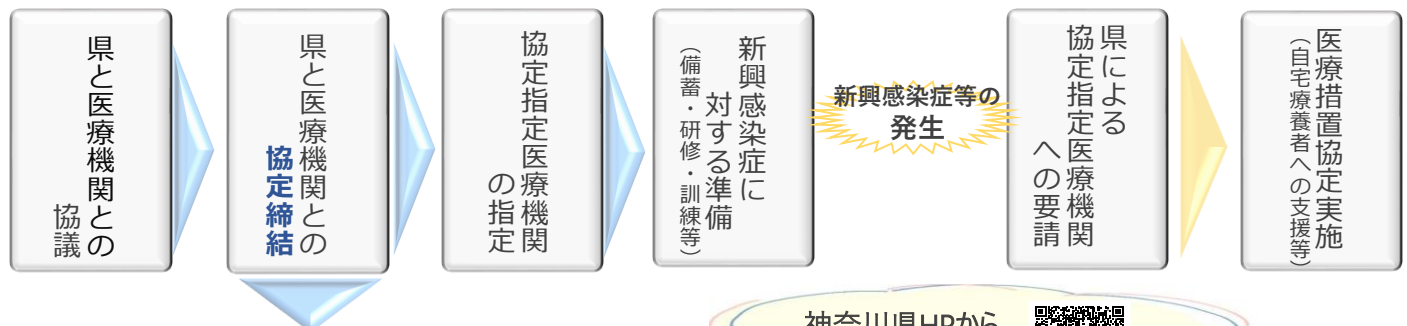
（2か月分の使用量を目安）

サージカルマスク N95マスク 非滅菌手袋
アイソレーションガウン フェイスシールド



協定に基づく措置の実施状況等の報告

■ 医療措置協定締結から実施の流れ



神奈川県HPから
web申込みで完了



■ 医療措置協定締結手続きについて



訪問看護事業所

1 webフォームに入力

→入力完了と同時に、医療機関用のwebページのURLお知らせメールが届く



神奈川県

2 入力情報を確認

3 協定書（案）PDFを作成、確認と訪問看護事業所開設者情報入力依頼



訪問看護事業所

4 webページで協定書（案）PDFを確認し、開設者情報を入力



神奈川県

5 入力情報を確認

6 協定書、指定書PDFデータのURLを訪問看護事業所に送付



新興感染症へ備え、より多くの訪問看護事業所のみなさまとの協定締結を目指しております

協定の締結にご理解とご協力をお願いします

お問い合わせ先



気になる点はお気軽に
ご相談ください

- 健康医療局 保健医療部 健康危機・感染症対策課
新興感染症対策グループ 担当直通番号

045-210-4615

- 健康医療局保健医療部健康危機・感染症対策課への**お問い合わせフォーム**

